

2019年5月14日

株主各位

第37期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制
連結計算書類における連結注記事項
計算書類における注記事項

株 式 会 社 壺 番 屋

第37期定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制システムという。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員が法令・定款、当社の経営理念を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行すること（以下、コンプライアンスという。）を徹底するため、役職員の職務遂行上の行動規範（老番屋企業行動憲章）を制定する。
- ② 取締役の中からコンプライアンス統轄責任者を選任する。コンプライアンス統轄責任者は、コンプライアンスの取り組みを全社横断的に統轄し、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行う。
- ③ 内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスの状況に十分留意した内部監査を行う。
- ④ コンプライアンスに関し問題のある行為等について、内部通報を行う体制を整備するため、内部通報規程を制定する。
- ⑤ 監査等委員は会社のコンプライアンスに問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程を制定し、取締役の職務執行に係る情報は、同規程に従い文書（電磁的媒体を含む。）に記録し、保存する。
- ② 取締役は、必要に応じこれらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役の中からリスク管理統轄責任者を選任する。リスク管理統轄責任者は、損失の危険の管理（以下、リスク管理という。）の取り組みを全社横断的に統轄し、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行う。
- ② 不測の事態が生じた場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態に応じた迅速かつ適切な対応が取れるよう、速やかに体制を整える。
- ③ 監査室は、リスク管理の状況に十分留意した内部監査を行う。
- ④ 監査等委員は会社のリスク管理に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程及び権限規程を制定し、取締役の職務分担及び権限を明確にする。
- ② 定例取締役会を月1回開催する他、経営の重要事項に関する取締役間の協議及び情報共有を行うため、常勤取締役及び常勤監査等委員他をメンバーとする経営会議を週1回開催する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の中から子会社毎に担当取締役を選任する。子会社の担当取締役は、その自主性を尊重しつつ、職務遂行上の行動規範（壹番屋企業行動憲章）の浸透、効率的な業務遂行、コンプライアンス、リスク管理の徹底を図るよう、必要に応じ助言・指導を行う。
- ② 当社及び子会社から成る企業集団の管理体制を整備するため、関係会社管理規程を制定する。また、内部監査の対象に子会社を含めることとする。
- ③ 監査等委員会は子会社の管理体制に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員がその職務を補助すべき使用人（以下、監査等委員補助者という。）を置くことを求めた場合、監査等委員会の同意を得た上で、監査等委員補助者を任命する。監査等委員補助者は、監査等委員の指揮命令に従って業務を行うものとする。
- ② 監査等委員補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ① 取締役会規程の他、経営会議規程を制定し、経営上の重要事項については取締役会及び経営会議にて審議及び報告することとし、常勤監査等委員は経営会議に出席して情報の収集にあたり、その内容を把握することとする。
- ② 監査等委員会は、内部監査の実施状況の報告を監査室より受けることとする。また、役職員等からの内部通報の内容について、コンプライアンス統轄責任者より報告を受ける他、直接、内部通報を受けられる体制を整備する。
- ③ 監査等委員会に前項の報告を行ったものに対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことは、内部通報規程により禁止する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 定例監査等委員会を月1回開催し、必要に応じ臨時監査等委員会を開催する。
- ② 監査等委員会と監査室及び会計監査人は、定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等を行う。
- ③ 社長と監査等委員会は、必要に応じて会合を設け、会社に対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請等を行う。
- ④ 監査等委員は、職務の執行に必要な費用について、当社に請求することができ、当社は当該請求に基づき支払を行う。

上記の内部統制システムの運用状況は、以下のとおりでございます。

- ・ 売番屋企業行動憲章のもと、社内ホームページや社内報等を用いて、経営理念の浸透や法令順守への理解の向上を図る取り組みを行っている他、有効な内部通報体制の整備や、監査等委員会及び監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。
- ・ リスク管理体制としまして、モニタリング機能を集約した業務改善推進本部にて収集されたリスク情報が、速やかにリスク管理統轄責任者に集約されることとなっており、その情報をもとに、迅速かつ適切な対応が取れるように努めております。
- ・ 子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するために、子会社を担当する取締役が毎月会議を開催し、タイムリーな情報収集を行いながら適切な業務遂行やリスク管理の状況について、情報の共有に努めるとともに、必要に応じて対策を講じております。
- ・ 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するために、定例の監査等委員会を開催している他、監査室や会計監査人との情報交換や代表取締役社長との会合を行っております。

なお、上記以外の内容につきましても、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制となるよう努めております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称 壺番屋レストラン管理(中国)有限会社
壺番屋国際香港有限会社
イチバンヤUK LIMITED
台湾壺番屋株式会社
イチバンヤUSA INC.
壺番屋香港有限会社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数
該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・関連会社の数 2社
- ・関連会社の名称 イチバンヤ ミッドウエスト アジア株式会社
韓国カレーハウス株式会社
- ・持分法を適用しない理由 上記2社は当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である壺番屋レストラン管理(中国)有限会社、壺番屋国際香港有限会社、イチバンヤUK LIMITED、台湾壺番屋株式会社、イチバンヤUSA INC.及び壺番屋香港有限会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在(2018年12月31日)の計算書類を使用しております。ただし、2019年1月1日から連結決算日2019年2月28日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、当社は、1998年6月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～12年

b. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

d. 長期前払費用

定額法

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

- c. 株主優待引当金 当社は、株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づき、当連結会計年度末における将来の株主優待券利用見込額を計上しております。
- d. 債務保証損失引当金 当社は、債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年間）により、主として定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

c. 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,776,274千円
- (2) 保証債務
 加盟店の金融機関借入の保証 282,121千円
 また、上記以外に加盟店の不動産賃貸借契約について、1件の家賃の債務保証を行っております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	31,926,000株	一株	一株	31,926,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	538株	一株	一株	538株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,277,018	40	2018年2月28日	2018年5月29日
2018年10月5日 取締役会	普通株式	1,245,093	39	2018年8月31日	2018年11月16日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,245,093	39	2019年2月28日	2019年5月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な安全性の高い金融資産に限定しており、また、資金調達については主に短期の銀行借入により調達し、大型設備投資が発生した場合等は、必要に応じ長期借入にて資金調達する方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

営業債権について、受取手形による回収は行いません。売掛金については、主に当社グループにおけるフランチャイズチェーンに加盟しているオーナーが対象であり、取引先の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、営業本部を中心に残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、重要性に応じて時価情報等を経営会議に報告しております。

また、財務状況の把握や取引状況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務について、支払手形による支払は行いません。買掛金については原則1ヶ月の支払期日です。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金運用計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価（※2）	差 額
① 現金及び預金	18,174,931	18,174,931	—
② 売掛金	2,741,082	2,741,082	—
③ 投資有価証券	873,796	873,796	—
④ 差入保証金	4,851,938		
貸倒引当金(※1)	△2,712		
	4,849,225	4,692,723	△ 156,502
資 産 計	26,639,035	26,482,532	△ 156,502
① 買掛金	2,369,524	2,369,524	—
② 未払金	1,426,838	1,426,838	—
③ 未払法人税等	752,490	752,490	—
④ リース債務（固定負債）	307,152	294,563	△ 12,589
⑤ 長期預り保証金	3,744,096	3,722,130	△ 21,965
負 債 計	8,600,101	8,565,547	△ 34,554

(※1) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(※2) 投資有価証券を除く項目につきましては、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき算定された時価であり、市場取引等における時価ではありません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株 式	873,796	306,228	567,567
	(2) 債 券	—	—	—
	(3) そ の 他	—	—	—
	小計	873,796	306,228	567,567
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株 式	—	—	—
	(2) 債 券	—	—	—
	(3) そ の 他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		873,796	306,228	567,567

④ 差入保証金

差入保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定した額より貸倒見積高を控除した金額を時価としております。

負 債

① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ リース債務（固定負債）

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤ 長期預り保証金

長期預り保証金の賃貸物件保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づき、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

保証債務

保証債務契約の時価は△8,431千円であります。ただし、前受保証料6,755千円を前受金として計上しております。時価については、見積将来キャッシュ・フローの金額を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値から債務保証損失見積高を控除し算定しております。

デリバティブ取引

利用していないため該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式	1,200

- ・非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「③ 投資有価証券」には含めておりません。
- ・加盟保証金1,554,475千円については、加盟店の営業継続期間の見積が実質的に困難であり時価が把握できないため、「⑤ 長期預り保証金」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、全国に賃貸店舗や賃貸事業所及び賃貸住宅を所有しております。2019年2月期における当該賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

用途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
店 舗	2,009,738	△62,576	1,947,162	1,235,635
事 務 所	394,890	△28,997	365,892	257,024
住 宅	627,201	△94,993	532,207	417,740
合 計	3,031,830	△186,567	2,845,262	1,910,401

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は新規店舗資産の取得等77,174千円であり、主な減少額は減価償却費102,973千円及び、減損損失110,500千円であります。
3. 当連結会計年度末の時価については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

また、賃貸等不動産に関する2019年2月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

用 途	賃貸収益	賃貸原価	差額	その他
店 舗	624,789	532,084	92,704	—
事 務 所	60,741	40,819	19,921	△24,327
住 宅	52,940	41,546	11,394	△86,173
合 計	738,470	614,450	124,020	△110,500

- (注) 1. 賃貸収益とこれに対応する賃貸原価（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）は、それぞれ「営業外収益 受取家賃」及び「営業外費用 賃貸費用」に計上されております。
2. 事務所及び住宅の（その他）は減損損失であり、「特別損失」に計上されております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 947円91銭
- (2) 1株当たり当期純利益 87円38銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - a. 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b. 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品・製品・原材料・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年6月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～60年
機械及び装置	2～12年
- ② 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 定額法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用 定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づき、当事業年度末における将来の株主優待券利用見込額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年間）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,215,742千円
- (2) 保証債務
加盟店の金融機関借入の保証 282,121千円
また、上記以外に加盟店の不動産賃貸借契約について、1件の家賃の債務保証を行っております。
- (3) 関係会社に対する金銭債権
短期金銭債権 37,501千円
- (4) 取締役に対する金銭債務
金銭債務 52,160千円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 250,908千円
販売費及び一般管理費 27,525千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株数
普通株式	538株	一株	一株	538株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	45,408千円
貸倒引当金	1,182千円
減価償却費	8,790千円
のれん	12,623千円
賞与引当金	92,622千円
退職給付引当金	217,316千円
長期未払金	15,893千円
減損損失	1,005,722千円
資産除去債務	129,581千円
その他	114,875千円
小計	<u>1,644,017千円</u>
評価性引当額	<u>△579,140千円</u>
繰延税金資産合計	1,064,876千円
繰延税金負債	
建設協力金	△1,344千円
その他有価証券評価差額金	△173,108千円
資産除去債務に対応する費用	<u>△43,408千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△217,861千円</u>
繰延税金資産の純額	847,015千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか下記の所有権移転外ファイナンス・リース取引があります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高相当額(千円)
建 物	200,770	179,381	21,388

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	7,706千円
1年超	17,087千円
合計	24,793千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	10,827千円
減価償却費相当額	9,340千円
支払利息相当額	445千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	947円32銭
(2) 1株当たり当期純利益	86円89銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。